

令和4年第5回
箕面市農業委員会総会会議録

令和4年5月19日（木）

箕面市農業委員会

1. 開催日時 令和4年5月19日(木)

午後1時30分から午後2時00分まで

2. 出席委員(12名)

1 番	稲垣 恵一	2 番	神代 繁近	4 番	笹川 治久
5 番	長澤 昇	7 番	中井 徳治	10 番	坂本 豊廣
11 番	岡沢 聡	12 番	尾崎 孝	13 番	稲野 実
14 番	笹川 悦子	19 番	加藤 博一	21 番	中井 博幸

3. 欠席委員(9名)

3 番	川上 加津子	6 番	麻生 忠	8 番	牧野 弘
9 番	岸本 信夫	15 番	中西 利一	16 番	中村 孝三
17 番	長澤 均	18 番	中井 啓二	20 番	野口 康夫

4. 会議録署名委員

7 番	中井 徳治	10 番	坂本 豊廣
-----	-------	------	-------

5. 出席事務局職員

事務局長	松政 秀史	室 長	佐治 功	室長補佐	松本 雅治
グループ長	竹内 亜衣		美谷 一哉		

6. 議事日程

第30号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可の件

第31号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件

第32号議案 農用地利用集積計画の作成の件

報告第21号 専決処理の報告の件(農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理)

報告第22号 専決処理の報告の件(農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理)

報告第23号 専決処理の報告の件(農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理)

報告第24号 農地等状況報告の件

令和4年第5回箕面市農業委員会総会

(開会 午後1時30分)

- 議 長 それでは、ただ今から、令和4年第5回箕面市農業委員会総会を開会いたします。
- 座らせていただいて、進行させていただきます。
- この会議は、農業委員会等に関する法律第32条に総会及び部会の会議は、公開する旨、規定されておりますので、傍聴の希望があれば、原則入室の許可をするものいたします。
- 事 務 局 希望者はございません。
- 議 長 次に、事務局より本日の出席状況を報告いたします。
- 事 務 局 本日は、委員21名中、出席委員は12名、加えて、川上委員から欠席の届け出が、麻生委員、牧野委員、岸本委員、中西委員、中村委員、長澤均委員、中井啓二委員および野口委員の8名から委任状の提出がございます。
- 従いまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、会議は成立しておりますことを報告いたします。
- 議 長 それでは、日程第1、会議録署名委員指名の件を議題といたします。
- 慣例により、私から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
- 全 委 員 (異議なし)
- 議 長 それでは、7番 中井徳治委員さん、10番 坂本委員さんをお願いします。
- 次に、日程第2、第30号議案、農地法第3条の規定による所有権移転許可の件を議題といたします。
- 本件につきまして、事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 ただいま議題となりました第30号議案につきまして、ご説明申し上げます。
- 議案書1ページ、参考資料1ページからでございます。

議長

申請地は、桜[]、地目は台帳・現況ともに[]、面積は[]平方メートルです。

譲受人は、[]、[]氏、職業は[]、農作業歴は[]年、耕作面積は[]平方メートル、通作距離は[]メートル、主たる従事者との関係は本人でございます。

譲渡人は[]、[]氏、持ち分[]、他2名です。
なお、区域は市街化区域です。

以上、第30号議案のご説明といたします。

中井徳治委員

本件につきまして、中井徳治委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

第30号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地は、阪急電鉄[]の西側にある農地です。

譲受人の[]氏が自己農地の拡大を希望されており、このたび、譲渡人の[]氏他2名から、所有権を移転しようとするものです。

[]氏はこれまでも、家族所有の農地で耕作をされており、耕うん機など農機具もお持ちですので、農業経営を営むことに問題はないと思います。

なお、向こう3年間の耕作する旨の誓約書も提出されており、農地法第3条第2項の各号に該当いたしませんので、許可しても問題はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、許可することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全委員

(異議なし)

議長

ご異議がないようでございますので、本件を許可することに決定いたします。

次に、日程第3、第31号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件を議題といたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます。

事務局	ただいま議題となりました第31号議案につきまして、ご説明申し上げます。 議案書1ページ、参考資料3ページからでございます。 買取り申出する土地は、彩都粟生南■■■■、地目は、台帳■■、現況■■、面積は■■■■平方メートル他■■筆の合計■■筆、面積の合計は■■■■平方メートルです。 主たる従事者は、■■■■、■■■■氏、申出をする者との関係は本人となっています。 申出人は、主たる従事者本人で、申出事由は故障、申出事由が生じた日は令和4年4月15日でございます。 以上、第31号議案のご説明といたします。
議長	本件につきまして、長澤昇委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。
長澤昇委員	第31号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。 申請書の場所は、府道茨木能勢線、■■■■交差点から北東へ約■■■■メートルに位置する■■筆の農地です。 申請人の■■■■氏は、令和4年4月15日に、農作業に従事出来ない旨の診断書が出され、この度、買い取り申し出のために、農業の主たる従事者の証明を申請されました。 生産緑地台帳において、■■■■氏本人が、農業の主たる従事者であることが確認され、あわせて現場確認や聞き取りなどから、以前は家族とともに■■■■氏本人が、主として耕作・管理をされていたことを確認しました。 証明書の発行には問題はないものと思います。
議長	本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。 ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、承認することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
全委員	(異議なし)
議長	ご異議がないようでございますので、本件を承認することに決定いたします。 次に、日程第4、第32号議案、農用地利用集積計画の作成の件を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました第32号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書2ページ、参考資料は5ページからでございます。

本件は、箕面市長より農用地利用集積計画の作成について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき委員会の決定を求められたものです。

申請地は、上止々呂美■■■■、地目は、台帳■■、現況■■、面積は■■平方メートル他■■筆の合計■■筆、面積の合計は■■平方メートルです。

利用権の設定を受ける者は、■■■■、■■■■氏、職業は■■■■です。

利用権を設定する者は、■■■■、■■■■氏、持ち分■■■■、他■■名、設定する利用権の種類は賃借権、設定期間は令和4年10月1日から令和7年9月30日までです。

以上、第32号議案のご説明といたします。

議長

本件につきまして、尾崎委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

尾崎委員

第32号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地の場所は、■■■■から東に約■■メートルのところに■■筆の農地です。

貸し手は、■■■■氏で、現在、申請地におきましては、借り手の■■■■氏が耕作しています。

この度、期間満了を迎えるにあたり、貸し手と借り手の両者から継続の希望がありましたので、改めて利用権の設定を行うものです。

■■■■氏におかれましては、主に栗を栽培されており、これまでもしっかり耕作をされていますので、引き続き問題なく耕作をされるものと思われます。

本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、問題ないものと思われます。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、原案どおり決定することとし、箕面市長あて回答いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全 委 員

(異議なし)

議 長

ご異議がないようでございますので、本件につきましては、原案どおり決定し、その旨、箕面市長あて回答することといたします。

次に報告案件に移ります。

報告第21号から第23号までの3件の質疑につきましては、後ほど一括して行います。

日程第5、報告第21号から日程第7、報告第23号の3件は、専決処理の報告の件、農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理となります。

それでは、日程第5、報告第21号及び日程第6、報告第22号について、関連いたしますので、一括して議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事 務 局

ただいま議題となりました報告第21号及び報告第22号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書2ページ、参考資料は7ページからでございます。

まず、報告第21号の届出地は、新稲■■■■、地目は、台帳■■、現況■■、面積は■■平方メートルです。

届出人は、■■■■、■■■■氏、職業は■■、転用目的は■■■■となっています。

次に報告第22号の届出地は、新稲■■■■、地目は、台帳■■、現況■■、面積は■■平方メートルです。

届出人は、■■■■、■■■■氏、職業は■■、転用目的は■■■■となっています。

本2件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和4年5月9日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第21号及び報告第22号のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、中井徳治委員さんに調査内容の報告をお願いします。

中井徳治委員

報告第21号及び報告第22号につきまして、関連いたしますので、一括して調査内容をご報告いたします。

届出地は、■■■■から東へ約■■メートル、南へ約■■メートル行ったところにある■■筆の土地です。

届出人の■■■■氏及び■■■■氏が、それぞれの所有地に■■■■として

4条の転用届出をされたものです。

届出地は、平成3年頃から[]として使用されており、当時、農地法に対する認識がなかったことから、転用の届出をされておらず、この度、始末書を添付のうえ、届出をされています。

周辺につきましては、東側は[]、北側は[]、西側・南側は[]となっており、農地はないことから、転用による周囲の農業経営に影響はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

次に、日程第7、報告第23号を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事 務 局

ただいま議題となりました報告第23号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書3ページ、参考資料は9ページからでございます。

届出地は、桜[]、地目は、台帳、現況ともに[]、面積は[]平方メートルです。

届出人は、[]、[]氏、職業は[]、転用目的は[]となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和4年5月9日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第23号のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、中井徳治委員さんに調査内容の報告をお願いします。

中井徳治委員

報告第23号につきまして、調査内容をご報告いたします。

届出地は、[]交差点から西へ約[]メートル、北へ約[]メートル行ったところにある土地です。

届出人の[]氏が、[]として4条の転用届出をされたものです。

周辺につきましては、西側は[]及び[]、北側及び東側は[]、南側は[]となっており、雨水は道路側溝へ、汚水等は公共下水道へ接続されることから、周囲の農業経営に影響はないものと思われれます。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

それでは、ただいま報告のありました3件につきまして、質疑等ございましたら、発言をお願いします。

ないようでございますので、次に、日程第8、報告第24号、農地等状況報告の件を議題といたします。

本件につきましては、各委員さんからの報告を別紙資料のとおり、事務局でまとめておりますので、補足の説明や特に報告のある委員さんがおられましたら、発言をお願いします。

ないようでございますので、以上で本日の会議日程は、全部終了いたしました。

事務局から連絡事項はございますか。

事務局 (最適化活動の目標設定について・全国農業委員会会長大会の出席について・次回日程について連絡)

議長 これをもちまして令和4年第5回箕面市農業委員会総会を閉会いたします。

(開会 午後2時00分)

上記は、令和4年第5回箕面市農業委員会総会の議事経過であり、箕面市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、ここに署名押印する。

議長 稻垣 恵一

署名委員 坂本 豊廣

署名委員 中井 徳治

Handwritten text, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is mostly illegible due to fading and bleed-through.

